

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月五日

広島県人事委員会

委員長 船木孝和

広島県人事委員会規則第六号

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部改正)

第一条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則(令和元年広島県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（短時間勤務会計年度任用職員の職務に該当する職） 第二条 (略) 一・五 (略) 六 専門研究職 給与条例に定める研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものの職 七・八 (略)	（短時間勤務会計年度任用職員の職務に該当する職） 第一条 (略) 一・五 (略) 六 専門研究職 給与条例に定める研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるものの職 七・八 (略)
（勤勉手当） 第三十二条 (略) （勤勉手当） 第三十三条の二 (略)	（勤勉手当） 第三十二条 (略) （勤勉手当） 第三十三条の二 (略)
一 勤務成績が優秀な短時間勤務会計年度任用職員 百分の百十二・七五以上百分の百二 十五・二五未満 二 勤務成績が良好な短時間勤務会計年度任用職員 百分の百一・二五 三 勤務成績が良好でない短時間勤務会計年度任用職員 百分の百一・二五未満 四・五 (略)	一 勤務成績が優秀な短時間勤務会計年度任用職員 百分の百十二・五以上百分の百二十 四未満 二 勤務成績が良好な短時間勤務会計年度任用職員 百分の百一 三 勤務成績が良好でない短時間勤務会計年度任用職員 百分の百一未満 四・五 (略)

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

事務職基本報酬額表

号給	基本報酬の額
	円
1	197,700
2	198,800
3	200,000
4	201,100
5	202,200
6	203,900
7	205,500
8	207,100
9	208,700
10	210,300
11	211,900
12	213,500
13	215,000
14	216,700
15	218,400
16	220,100
17	221,300
18	222,900
19	224,500
20	226,000
21	227,500
22	229,100
23	230,700
24	232,300
25	233,900

26		235, 600
27		236, 900
28		238, 200
29		239, 500
30		240, 600
31		241, 700
32		242, 800
33		243, 900
34		245, 200
35		246, 600
36		248, 000
37		249, 400
38		250, 800
39		252, 200
40		253, 600
41		255, 000
42		256, 200
43		257, 500
44		258, 800
45		260, 000
46		261, 200
47		262, 400
48		263, 600
49		264, 700
50		265, 800
51		266, 900
52		268, 000
53		268, 900
54		269, 900

55		270,900
56		271,900
57		272,900
その他		298,000

備考

- 1 この表は、職務の区分が事務職である短時間勤務会計年度任用職員に適用する。
- 2 号給欄「その他」に掲げる額は、条例別表備考に規定する上限日額が適用される短時間勤務会計年度任用職員に係る基本報酬の額の上限の額とする（別表第7までにおいて同じ。）。

別表第2（第3条関係）

教育職基本報酬額表

号給	基本報酬の額
	円
1	214,800
2	217,200
3	219,500
4	221,800
5	224,100
6	226,300
7	228,500
8	230,700
9	232,900
10	235,100
11	237,300
12	239,500
13	241,700
14	243,800
15	245,900
16	248,000

17		250, 100
18		251, 900
19		253, 600
20		255, 300
21		257, 000
22		258, 300
23		259, 600
24		260, 800
25		262, 000
26		263, 200
27		264, 400
28		265, 600
29		266, 700
30		267, 700
31		268, 800
32		269, 800
33		270, 900
34		272, 000
35		273, 200
36		274, 500
37		275, 700
38		276, 800
39		278, 000
40		279, 100
41		280, 400
42		281, 400
43		282, 400
44		283, 300

45		283, 900
46		284, 700
47		285, 500
48		286, 300
49		287, 000
50		287, 800
51		288, 500
52		289, 300
53		290, 100
54		290, 900
55		291, 600
56		292, 400
57		293, 100
58		293, 700
59		294, 500
60		295, 300
61		296, 000
62		296, 600
63		297, 400
64		298, 000
65		299, 000
66		299, 800
67		300, 500
68		301, 200
69		301, 800
70		302, 500
71		303, 200
72		303, 900
73		304, 600

74		305,300
75		306,000
その他		344,200

備考 この表は、職務の区分が教育職である短時間勤務会計年度任用職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職基本報酬額表

イ 医療職基本報酬額表(一)

号給	基本報酬の額
	円
1	202,900
2	205,000
3	207,100
4	209,200
5	211,200
6	213,200
7	215,200
8	217,000
9	218,800
10	220,700
11	222,600
12	224,700
13	226,400
14	228,400
15	230,600
16	232,700
17	234,800
18	235,900
19	236,900
20	238,000

21		239, 100
22		240, 900
23		242, 800
24		244, 900
25		246, 600
26		247, 700
27		248, 700
28		249, 600
29		250, 700
30		251, 800
31		252, 900
32		254, 200
33		255, 400
34		256, 700
35		257, 900
36		259, 000
37		260, 000
38		261, 000
39		262, 100
40		263, 100
41		264, 200
42		265, 100
43		265, 900
44		266, 700
45		267, 500
46		268, 300
47		269, 100
48		269, 900

49		270,600
50		271,400
51		272,200
52		273,000
53		273,800
54		274,600
55		275,200
56		276,000
57		276,900
58		277,700
59		278,500
その他		309,700

備考 この表は、職務の区分が医療職である獣医師その他の短時間勤務会計年度
任用職員で任命権者が定めるものに適用する。

□ 医療職基本報酬額表(二)

号給	基本報酬の額
	円
1	223,600
2	225,500
3	227,300
4	229,000
5	230,700
6	232,600
7	234,400
8	236,100
9	237,900
10	239,800
11	241,700
12	243,700

13		245, 900
14		248, 200
15		250, 500
16		252, 800
17		256, 500
18		258, 700
19		260, 900
20		263, 100
21		265, 300
22		266, 300
23		267, 100
24		268, 000
25		268, 800
26		269, 900
27		271, 000
28		271, 900
29		272, 700
30		273, 400
31		274, 100
32		274, 900
33		276, 000
34		276, 900
35		277, 800
36		278, 700
37		279, 700
38		280, 700
39		281, 600
40		282, 600
41		283, 400

42		284, 300
43		285, 200
44		286, 100
45		287, 100
46		287, 800
47		288, 500
48		289, 200
49		289, 800
50		290, 400
51		290, 900
52		291, 300
53		291, 700
54		292, 300
55		292, 800
56		293, 200
57		293, 600
58		294, 100
59		294, 500
その他		353, 300

備考 この表は、職務の区分が医療職である保健師その他の短時間勤務会計年度
任用職員で任命権者が定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）

専門事務職基本報酬額表

号給	基本報酬の額
	円
1	278, 200
2	279, 200
3	280, 200
4	281, 200

5		282, 200
6		283, 200
7		284, 100
8		285, 100
9		286, 100
10		287, 100
11		288, 100
12		289, 100
13		290, 100
14		291, 400
15		292, 700
16		293, 900
17		295, 100
18		296, 400
19		297, 600
20		298, 800
21		299, 800
22		301, 000
23		302, 200
24		303, 500
25		304, 800
26		305, 800
27		306, 800
28		307, 800
29		308, 900
30		310, 100
31		311, 200
32		312, 400
33		313, 500

34		314,800
35		316,100
36		317,400
37		318,600
38		319,900
39		321,200
40		322,500
41		323,800
42		325,000
43		326,300
44		327,400
45		328,300
46		329,600
47		330,900
48		332,200
49		333,300
その他		366,100

備考 この表は、職務の区分が専門事務職である短時間勤務会計年度任用職員に適用する。

別表第5（第3条関係）

専門教育職基本報酬額表

イ 専門教育職基本報酬額表(一)

号給	基本報酬の額
	円
1	261,700
2	263,100
3	264,500
4	265,900
5	267,300

6		268, 500
7		269, 700
8		270, 900
9		272, 200
10		273, 300
11		274, 400
12		275, 600
13		276, 900
14		278, 600
15		280, 300
16		282, 000
17		283, 700
18		285, 700
19		287, 900
20		290, 100
21		292, 300
22		294, 500
23		296, 700
24		298, 800
25		300, 800
26		302, 700
27		304, 600
28		306, 400
29		308, 200
30		310, 100
31		311, 900
32		313, 600
33		315, 300
34		317, 100

35		318,800
36		320,400
37		322,000
38		323,700
39		325,500
40		327,200
41		328,500
その他		435,100

備考 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるものに勤務し、教育に係る業務に従事する職務の区分が専門教育職である短時間勤務会計年度任用職員で任命権者が定めるものに適用する。

口 専門教育職基本報酬額表(二)

号給	基本報酬の額
	円
1	235,900
2	238,300
3	240,700
4	243,200
5	245,600
6	248,000
7	250,400
8	252,900
9	255,300
10	256,900
11	258,500
12	260,100
13	261,700
14	263,100
15	264,500

16		265, 900
17		267, 300
18		268, 500
19		269, 700
20		270, 900
21		272, 200
22		273, 300
23		274, 400
24		275, 600
25		276, 900
26		278, 600
27		280, 300
28		282, 000
29		283, 700
30		285, 700
31		287, 900
32		290, 100
33		292, 300
34		294, 500
35		296, 700
36		298, 800
37		300, 800
38		302, 700
39		304, 600
40		306, 400
41		308, 200
42		310, 100
43		311, 900
44		313, 600

45	315,300
46	317,100
47	318,800
48	320,400
49	322,000
50	323,700
51	325,500
52	327,200
53	328,500
その他	423,800

備考 この表は、広島学園に勤務し、教育に係る業務に従事する職務の区分が専門教育職である短時間勤務会計年度任用職員で任命権者が定めるものに適用する。

別表第6（第3条関係）

専門研究職基本報酬額表

号給	基本報酬の額
	円
1	248,700
2	253,000
3	255,800
4	258,500
5	261,100
6	262,800
7	264,300
8	265,800
9	267,300
10	269,300
11	271,200
12	273,100

13		275, 100
14		277, 300
15		279, 500
16		281, 700
17		283, 800
18		286, 100
19		288, 400
20		290, 800
21		293, 100
22		295, 200
23		297, 300
24		299, 300
25		301, 300
26		303, 200
27		305, 100
28		307, 000
29		308, 900
30		310, 400
31		311, 900
32		313, 400
33		314, 900
34		316, 400
35		317, 900
36		319, 300
37		320, 700
38		321, 600
39		322, 500
40		323, 300

41		324, 000
42		324, 500
43		325, 000
44		325, 400
45		325, 800
46		326, 300
47		326, 800
48		327, 200
49		327, 600
50		328, 000
51		328, 300
52		328, 800
53		329, 200
54		329, 600
55		330, 000
56		330, 300
57		330, 700
58		331, 000
59		331, 400
60		331, 700
61		332, 100
その他		361, 500

備考 この表は、職務の区分が専門研究職である短時間勤務会計年度任用職員に適用する。

別表第7 (第3条関係)

専門医療職基本報酬額表

イ 専門医療職基本報酬額表(→)

号給	基本報酬の額
	円

1		417,500
2		420,200
3		422,800
4		425,200
5		427,500
6		429,700
7		431,700
8		433,800
9		435,900
10		437,400
11		438,900
12		440,400
13		441,800
14		443,200
15		444,700
16		446,100
17		447,400
18		448,900
19		450,300
20		451,700
21		453,000
その他		508,800

備考 この表は、職務の区分が専門医療職である医師及び歯科医師その他の短時間勤務会計年度任用職員で任命権者が定めるものに適用する。

□ 専門医療職基本報酬額表(二)

号給	基本報酬の額
	円
1	276,300
2	277,100

3		277, 800
4		278, 600
5		279, 400
6		280, 200
7		281, 000
8		281, 700
9		282, 400
10		283, 200
11		284, 000
12		284, 800
13		285, 600
14		286, 400
15		287, 100
16		287, 900
17		288, 700
18		289, 500
19		290, 300
20		291, 100
21		291, 800
22		292, 700
23		293, 800
24		294, 900
25		296, 100
26		297, 400
27		298, 800
28		300, 100
29		301, 700
30		303, 400
31		305, 000

32		306, 600
33		308, 200
34		309, 400
35		310, 500
36		311, 700
37		312, 900
38		314, 100
39		315, 300
40		316, 400
41		317, 600
42		318, 800
43		319, 900
44		321, 100
45		322, 300
46		323, 500
47		324, 700
48		325, 900
49		327, 000
50		328, 100
51		329, 300
52		330, 500
53		331, 700
54		332, 900
55		334, 200
56		335, 400
57		336, 300
58		337, 500
59		338, 700
60		339, 900

61	340,800
62	341,800
63	342,800
64	343,700
65	344,600
その他	369,700

備考 この表は、職務の区分が専門医療職である獣医師その他の短時間勤務会計年度任用職員で任命権者が定めるものに適用する。

ハ 専門医療職基本報酬額表(三)

号給	基本報酬の額 円
1	295,800
2	296,300
3	296,800
4	297,300
5	297,700
6	298,200
7	298,700
8	299,100
9	299,500
10	300,000
11	300,500
12	301,000
13	301,300
14	302,000
15	302,600
16	303,200
17	303,500

18		304, 200
19		304, 700
20		305, 300
21		306, 000
22		306, 300
23		307, 000
24		307, 700
25		308, 300
26		308, 900
27		309, 600
28		310, 200
29		310, 900
30		311, 700
31		312, 400
32		313, 300
33		314, 400
34		315, 600
35		316, 600
36		317, 500
37		318, 400
38		319, 500
39		320, 700
40		322, 100
41		323, 200
42		324, 300
43		325, 600
44		327, 200
45		327, 800
46		328, 900

47		330,000
48		331,000
49		332,100
50		333,100
51		334,200
52		335,300
53		336,400
54		337,500
55		338,600
56		339,700
57		340,500
58		341,600
59		342,700
その他		393,100

備考 この表は、職務の区分が専門医療職である保健師その他の短時間勤務会計年度任用職員で任命権者が定めるものに適用する。

別表第8（第3条関係）

高度専門職基本報酬額表

号給	基本報酬の額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考 この表は、職務の区分が高度専門職である短時間勤務会計年度任用職員に適用する。

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改

正する規則（令和六年広島県人事委員会規則第八号）を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 (略) (勤勉手当の成績率に関する特例)	1 (略) (勤勉手当の成績率に関する特例)
2 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則第十三条の二第三項に掲げる職員の区分を適用するための勤務成績の証明が困難な短時間勤務会計年度任用職員及び同項第二号に規定する勤務成績が良好な短時間勤務会計年度任用職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、百分の百六・二五とする。	2 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則第十三条の二第三項に掲げる職員の区分を適用するための勤務成績の証明が困難な短時間勤務会計年度任用職員及び同項第二号に規定する勤務成績が良好な短時間勤務会計年度任用職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、百分の百五とする。

附 則

(施行期日等)

1 この人事委員会規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定及び第二条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則（以下「改正後の一
部改正規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(基本報酬の額に関する経過措置)

2 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、次に掲げる基本報酬以外の基本報酬の額については、第一条の規定による改正前の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定の例によるものとする。

一 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号。以下「条例」という。）第四条第六項に規定する月額（以下「月額」という。）により支給する基本報酬（条例第六条第二項第二号の規定により令和七年十二月一日を期末手当基準日とする期末手当の支給を受けた短時間勤務会計年度任用職員に係るものに限る。）

二 月額により支給する基本報酬（前号に掲げるものを除く。）で同一会計年度内において条例第六条第二項第二号の規定により令和七年十二月一日を期末手当基準日とする

期末手当の支給を受けた短時間勤務会計年度任用職員として任用された期間（同一の任命権者により任用された期間に限る。）を有する者に係るもの

三 任用期間が六月以上であり、かつ、令和七年十二月一日時点において地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項第一号の規定により休職し、又は地方公務員法の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者に係る基本報酬（前二号に掲げるものを除く。）で、月額により支給するもの

（初任給調整手当に相当する報酬に関する経過措置）

3 令和七年四月一日から令和八年三月三十日までの間において、条例第四条第三項に規定する初任給調整手当に相当する報酬の額については、前項各号に掲げる基本報酬を受ける場合を除き、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年広島県条例第四十四号）第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）第九条の二第一項第一号及び第二号の規定の例によるものとする。

（宿日直手当に相当する報酬に関する経過措置）

4 令和七年四月一日から令和八年三月三十日までの間において、条例第五条第一項に規定する宿日直手当に相当する報酬の額については、第二項各号に掲げる基本報酬を受ける場合を除き、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年広島県条例第四十四号）第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）第十七条の二の規定の例によるものとする。

（勤勉手当に関する経過措置）

5 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則第十三条の二第三項に規定する勤勉手当の成績率については、附則第二項各号に掲げる基本報酬を受ける場合を除き、改正前の規則第十三条の二第三項及び第二条の規定による改正前の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則（以下「改正前的一部改正規則」という。）附則第二項の規定の例によるものとする。

（給与の内払）

6 改正後の規則又は改正後の一一部改正規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則又は改正前の一部改正規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規則又は改正後の一一部改正規則の規定による給与の内払とみなす。